

生活保護の基準引き下げと法改悪の中止を求める決議

政府は、今年8月から最高で10%以上もの生活保護基準引き下げと生活保護法「改正」法案を今国会で成立させ、来年4月からの実施をねらっています。

「物価下落」を理由とした基準引き下げや、口頭の申請を認めず書類提出の義務付けなどは、基準や制度の在り方を検討した部会の報告書にも全く触れられず、議論もされていません。まず「予算削減と制度のしめつけありき」と国民の暮らしと命を削るものであり、断じて許されません。

生活保護利用者から「基準引き下げは子どもの食事や教育費を削らざるをえず、子どもの将来が心配です」など、怒りと不安の声があがっています。

日本弁護士連合会など多くの団体も反対を表明し、全国で90近くの自治体議会が基準引き下げ反対などを国に求める意見書を採択しています。

政府が挙げている基準引き下げの口実は、研究者からも疑義が出されるほど、まったく根拠のないものです。さらに、光熱費や食料品など「アベノミクス」による物価値上げが国民生活を直撃しています。生活保護基準の引き下げは、年金や最低賃金、就学援助制度など多くの制度に影響します。

政府が今国会で成立させようとしている法改悪案は、①口頭での申請は認めず、多くの申請書類の提出を義務付け（水際作戦の合法化）、②申請段階からのきびしい就労の強要と打ち切り、③扶養困難な理由の報告義務付け（扶養義務を事実上の条件化）、④新たに家計支出の調査など人権侵害の調査強化、⑥後発医薬品の使用強要などの医療扶助削減などです。

今年に入り、埼玉県三郷市、兵庫県姫路市、大阪府枚方市の生活保護裁判で原告が勝訴し、厚生労働省の適正化・しめつけ政策を断罪しました。

私たちは、国民の権利を否定し、申請抑制と打ち切り、貧困をさらに深刻にし、国民生活の土台を突きくずす生活保護制度の改悪をただちに中止することを求めます。

以上、決議します。

2013年5月11日 全国生活と健康を守る会連合会

第39期第3回全国理事会